

Deloitte.



Brexit

ブレグジット後における税務及びビザなどに関する日系企業の対応





Brexit
関税と付加価値税

Brexit

英国のEU離脱

- 31.1.2020 離脱協定に基づき英国が正式にEUを離脱
- 24.12.2020 英国とEUの通商・協力協定（UK-EU Trade and Cooperating Agreement）に英国とEUの双方が合意
- 30.12.2020 英議会在協定関連法案を可決
- 31.12.2020 11ヶ月の移行期間を経て英国のEU離脱が完了
- 1.1.2021以降 英国はEUの単一市場と関税同盟からも離脱となる
- 1.1.2021以降 英国、EU間の通商協定が暫定的に適用となる（暫定適用の期間を2月28日までとすることで双方了解）
- 23.2.2021 暫定適用を4月30日まで延長する事がパートナーシップ協議会（Partnership Council）で決定される

英国、EU間の通商・協力協定は様々な分野をカバーする 包括的な協定であるー

特定の製品の規制要件の承認を含む、商品及びサービスの取引、資本移動、知的財産権、公共調達、その他エネルギー源、航空および陸上輸送、漁業、社会保障、ビザ、法執行や紛争解決に至るまで広範囲にわたる

英国、EU間の通商協定

関税、通関

- 英国 / EUにて優先的な特惠原産地である事実が証明される商品には**ゼロ関税**が適用される
- 英国 / EUへの輸出を目的とした優先特惠原産地は、特定の種類の商品の関税分類に関する協定に定められた**特惠原産地規則**に従って検証する必要がある
- ✓ 特惠原産地は規定に基づき検証、文書化する必要がある（いわゆる十分な処理基準）
 - 規定に基づいた**インボイスまたは商業文書上の原産地に関する申告（statement of origin）**
 - 6,000ユーロを超える物品の英国への輸出の際には**REXシステム（登録輸出者システム）**に登録されている**輸出業者のみ**申告が可能
 - EUへの輸出の際には、英国の規制に従った輸出業者番号適用
 - 申告は同一の物品の1度又は2度以上の輸送に対して、12か月間を超えない特定の期間適用となる（申告書内に期間の記入欄有）
 - 又は「輸入者の知識」（importer's knowledge）（輸入者自己申告による原産地申告）
- 特惠関税措置の資格を得る為には、正しい申告書の作成が必要となる
- 英国 / EUへの輸出に限定し、原産地の**二国間累積（bilateral cumulation of origin）**が適用となる一原材料だけでなく生産行為も対象

協定内の他の注目点

- AEOの相互承認、通関における協力体制、特定品目に対する貿易救済措置（アンチダンピング、補助金相殺関税）...等

通関手続上の
義務

Brexit

関税に関する影響 要点

- **通常のEU内での輸出入通関手続き** – 非関税措置の条件に注意（輸入ライセンス、認可の確認）
 - 輸入に関しては物品の正しい関税分類と関税評価額の見極めがポイントとなる
 - 英国での物品の優先特恵原産地証明書をサプライヤーに依頼すべきである
- **英国における輸入手続き**は2021年6月までに3段階で導入され、6カ月間にわたり手続き簡素化の面での猶予期間がある
- **輸出通関手続き**は2021年1月1日から義務付けられている
- 英国とEU間の国境で**物品のコントロール**が行われる（特に生きた動植物、肉、乳製品）
- **EU内の英国の子会社／事業所** – 輸出入共に、間接代理人(Indirect Representative)を任命する必要がある、EUのEORI番号（事業者登録識別番号）の取得の他、VAT登録の必要性を考慮すべきである
- ケース毎の通関（輸出入許可）への影響の再確認要
- **特恵原産地**の対象となる物品であるかの再確認 – 商品を英国に輸出する際のみ適用となるケースもある
- **インターコムズ（貿易条件）**の正しい納入条件の設定
- **関税を削減するためのツール**の再確認 – 保税倉庫、再輸出加工（Inward Processing）制度、関税賦課一時停止措置等の関税減免措置
- **輸入VAT控除**の適用有無の確認

Brexit

付加価値税(VAT)に関する影響 要点

• 物品

- Brexitにより、EUから英国への物品の移動は**EU域外国への輸出**となり、英国からEUへの物品移動は**EU域外国からの輸入**となる
- 2020年に発送され、2021年に輸送が完了した物品は、EU域内の規則に準拠する
- **北アイルランド**は物品貿易についてはEU規制を適用、VAT番号が「GB」ではなく「XI」となる
- 自社製品の移転や、コールオフストック、三者間貿易等のEU共通のVAT簡素化ルールの再確認要
 - EU加盟国との取引がある英国VAT登録企業はEU域共通のVAT簡素化ルールを活用出来なくなる
 - 国境においてVATの支払いが生じたり、簡易手続きが失効したり、新たな登録や手続きの対象となる場合がある

• サービス

- サービスの利用者が英国居住者である際には、サービスの提供地の決定の際に実際にサービスが利用された場所が重要となり（“Use and Enjoyment rule”）、その提供地に応じてVATが適用される
- 「ミニワンストップショップ制度」(MOSS) – 英国とのB2C取引に適用
- EU以外に拠点を置く個人及び企業に提供される、金融/保険サービスに対するVATの控除権に関する変更

• VAT還付適用の可能性

- **国際的な情報交換**の存在に注意要（主にVATの不正行為に関するEU指令によるもの）



Brexit
ビザ&社会保障

英国離脱後のビザへの影響

2020年12月31日以前にチェコに滞在していたイギリス国籍者



2020年12月31日以前にチェコに滞在していた英国籍の方

- 従前通り権利維持
- 滞在証明必要あり(短期滞在許可証・長期滞在許可証)
- 許可証を生体認証カードへ変更必要(2022年8月まで)



チェコに派遣された英国籍の方

- 労働許可証取得義務あり(取得済みの方を除く)
 - 管轄チェコ労働局発行
- 許可証を生体認証カードへ変更必要



チェコに通勤している英国籍の方

- 移行期間内に短期・長期滞在許可証なしの方
- チェコ就労先にて就労
- 3点の権利: 就労持続可能、ステータス維持、滞在許可証発行可能(条件付き)

英国離脱後のビザへの影響

2021年1月1日以降にチェコに滞在するイギリス国籍の方

- 第三者(EU加盟国域外の者)カテゴリー



90日以上滞在・就労

- 長期ビザ又は滞在許可証申請必要あり
- 申請書提出先：全世界のチェコ大使館・領事館
- 就労許可証取得必要あり



短期出張

- 180日間に最大90日滞在可能
- ミーティング、相談、説明会、研究開発、マーケティング分析、セミナー、展示会、取引、購入、売却に関する契約の交渉など可能
- 場合によっては労働ビザ発行義務の可能性がある → 事前に予定の業務内容を分析する
- 入国前に最新情報を確認



英国へ出張

- ビザは不要(6か月未満)
- 観光、短期留学、会議、セミナー可能

Brexit 社会保障制度

- 2021年1月1日時点、英国と欧州連合間の貿易協力協定の一部とし、社会保障調整に関する議定書（プロトコル）が存在
- 以下の項目に当てはまるすべてのEU市民、英国および第三国の国民、および英国またはEUに合法的に滞在している無国籍者、難民を対象としている：
 - 2021年1月1日以降に、英国とEU加盟国間で国境を越えている状況下にある
 - EU、英国間の離脱協定内に定められる対象者ではない
- 個人の家族にも適用される



これは、英国とEU間を移動する国境を越えた労働者にとって何を意味するのか？

- 通常、勤務先の社会保障制度の対象
- 最長24か月以内派遣労働者：除外
- (EU内の)数国間活動労働者：除外
- ご注意： 2年を超える派遣の際には特例の対象とはならない

Brexit
法務



Brexit

データ保護法 GDPR & 新英国商標



GDPR

- EU GDPRはEU内の、一般データ保護規則であり、英国は適用外の国となる
- GDPRは英国のデータ保護法に組み込まれるかたちでUK GDPRとして導入され、2018年度データ保護法と併せ、国内法として機能するよう調整が行われている
- UK GDPR は、コアデータ保護の原則や、権利、義務に多少の違いがあるのを除き、実質GDPRと同様のものである
- 特にEUと英国間の個人データの移転に今後も留意すべきである



新英国商標

- 2021年1月1日より既存のEU商標の保護は英国には及ばない為、英国知的財産庁が新たに英国商標を作成
- Brexit移行期間終了前に登録されているEU商標（EUTM）には、適用となる英国商標が自動で付与され、英国国内法の下で、同レベルの保護が継続される
- このプロセスは無料で、申請は不要。なお、EU商標のすべての機能（指定範囲）は、新たな英国の商標においても保持される
- EU商標出願が保留中の場合には、英国における同等の新しい商標登録の申請が必要

Brexit

英国市場における上市 - UKCA (UK Conformity Assessed) マーキング

- UKCA (UK Conformity Assessed) マーキングは、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド）で市場に出される商品に使用される新たな英国製品のマーキングで、CEマーキングを必要とする殆どの商品をカバーしている
- UKCAマーキングは2021年1月1日より施行されたが、通常のケースではCEマーク所持の製品は、2022年1月1日まで（場合によってはそれより長く）英国市場にて流通することが出来る
- 2023年1月1日以降、UKCAマークは殆どのケースで製品に直接貼付する必要がある為、出来るだけ早い対応が求められる



コンタクト



パヴリーナ・スタホヴァー

日系企業向けのサービス及び税務マネージャー

+420 608 519 692

pstachova@deloittece.com



コトラ 亜希子

日系企業向けサービス コーディネーター

+420 246 042 500

akotora@deloittece.com





Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the „Deloitte organization“) serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte’s approximately 312,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited („DTTL“), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization“) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021. For information, contact Deloitte Czech Republic.